



場 守 庄
所 役 者
行 町 任 辻
岡 垣 貴 岡垣町長

年頭のことば

岡垣町長 辻 守 庄

輝かしい昭和四十九年の新春を迎え、町民の皆様おめでとうございます。昨年四月町長就任以来元氣、ばい努めています。岡垣町は北九州大都市郊外



居住地として、主要な地域に位置づけられ、好むと好まざるとに拘らず都市計画を実施し、将来立派な町を形成せねばなりません。それには用途地域の設定、道路の整備計画、公園地の獲得、学校用地の取得、上水道の完備、排水路の布設計画等々すべて多大の先行投資を必要とする大事業に取組まねばなりません。渉外的には射撃場に対する姿勢を判然とし、五年後の絶対撤去のもとに、其の間における補償の獲得に全力を傾注せねばなりません。

昨年以來アラブ諸国の我が国に対する石油エネルギー輸入削減は、国の経済基礎を根本からくつがえし、すべての産業経済恐慌は、行政面において行詰りを生じ、国民生活にひずみを起こしています。本年は実に多事多難な年と思考されます。此の状勢を判断するとき町民各位の温き御支授と御鞭達を賜りますように御願するものであります。私も今後益々精進致し、町民各位に報いたいと年頭に当り強い覚悟を致し、邁進致します。

部落問題を解決しよう (7)

なぜ部落差別は

なくならないか (2)

② 今でも部落差別があるのにみんな気づいていない

多くの方が「部落の人は身体が弱くよく病気になる。学校では学業成績が悪い。また部落には不良少年が多い。」と感ずる。そしてそれは「本人の心掛けが悪いから怠け者だから、本人の自覚が足らんからそうなるんだ」と考える。しかし、よく考えて頂きたい。

これはとんでもない間違いである。部落で現在農業している人も耕作面積が少い。大会社は雇ってくれない。(部落差別の本質といわれる) 部落の人は、市民の権利である就職の機会均等が、行政的にも不完全にしか保障されておらず、安定した仕事につくことができないしくみになっている。—— さきでくわしく書く。—— だから貧乏である。

も暗く、また家業が忙しいため、子供は小さい時から親にかまってもらえずに育っているため、身体が弱い。また家が貧乏だから、子供も小さい時から家の手伝いをさせられ、やれ田植え、やれ稲刈り、やれ子守りといって、学校を休んで家の手伝いをさせられる。勉強もできない。勉強しようにも勉強室もなければ机もない。その上親は学校に行っていない。こんなふうだから学校の成績が悪いのもあたりまえといわねばならない。(教育の機会均等からもはずされている。) 学校に行っていないし、上級学校も出ていないから会社も雇ってくれない。それで面白くないからヤケを起し、焼酎でも飲んであげられる。すると部落は不良少年が多いといわれる。こう見でくると、本人が怠け者であったり、心がけが悪いから、能力がないからではないのである。よく現実を見、そうなる理由を理解しなければならぬ。

もう一つは、水平社結成以後、何かあると部落はワツとおしかけてくる。部落は無理でもおしとせず、こわい所という一般の観念がある。

がこれは、明治四年に解放令は出たのに行政は何もしてくれない。何人かの部落を解放する善意に頼っているが部落は解放できない。そこで部落民が立ち上り、大正十一年水平社を結成し、人権の尊さ

を自覚させるキツカケになった。が初期の運動では、差別がおこるのは心の中の働きと考えたため、差別的言動があれば徹底的糾弾斗争がされた。

ところが殆んどの人が、今ごろ部落差別なんかない。部落の人に差別的なことをいつたこともないし、いっしょに酒も飲むというが前記、それぞれ前半のものを感ぜたらそれが差別である。

部落の人が生活している環境や道路、住宅、仕事など、どれをとってみても全国的な実態として非常に悪い状態におかれている。それがまた、一般の人々に、部落を差別する観念をうえつけ、はびこらせてきた。

これは政治のしくみで部落をつくったのだから、行政が全力をあげて部落をよくするのは当然のことである。

③ 差別をしない、差別をゆるさない、差別のない社会をつくる教育をしなければならない

こんな会話がなされたといえます。

中学生 A 子が、部落の B 子に「あなたの所、この頃は家も立派になつたし、自家用車もあるが、昔は泥棒やつたそやね」といった。B 子は「そんなことがあるもんかね。」と。これが B 子の精

杯の抗議だった。

A 子がいったのは、A 子が自分で作つていったのではなく、親から和父母から聞いて言つた言葉である。

小中学校や家庭で正しく教育されていたら、A 子もいわなかつたらうし、B 子も正しくたしなめることが出来ただろう。

今年から中学校の教科書にこの岡垣のことが出て来たり、来年は小学校の教科書にも載るといわれるが、今までは、学校はおろか社会教育や家庭でも教えてくれず、殆んどの方が、間違つた知識しか持つていない。

同和教育とは、単なる仲よし教育ではない。あつてならない差別が、日本の社会の中に今もなお残つている。その差別を見ぬき、差別を許さず、それを根こそぎなくしていくために闘つていく。そのことを通して、ほんものの民主社

会づくりにつくすことのできる人間を育てようとするのが同和教育である。

校区内に部落があるなしにかかわらず、すべての学校で同和教育がされねばならないし、同和教育のない学校があつても、同和教育のない学校があつてはならない。

④ 最近まで制度が残つていた

明治五年に日本で始めて、全国的な戸籍がつくられた。これを王申（じんしん）戸籍というが、これを見ると、封建的な身分差別が目でわかるようになっており、その戸籍が最近まで使われていたこれが結婚や就職の場合の身許しらべに使われるなど、部落差別がたんに感情としてではなく、制度としてあつたことが、今なお部落差別が残る原因にもなっている。

公民館

岡垣町財政事情

地方自治法第二四三条の三並び岡垣町政事情書の作成及び公表に関する条例第二条の規定により岡垣町財政状況を次のとおり公表する。

I 一般会計の状況

昭和四七年度の一般会計は当初六千円

II 収入の状況

昭和四七年度一般会計の収入状況は別表の通りである。(千円)

- (1) 町税収入状況 一七九三三
- (2) 町民税 七九〇八〇
- (3) 固定資産税 六三、二九二
- (4) 軽自動車税 四七、四六六
- (5) たばこ消費税 三三、八五一
- (6) 電気ガス税 一〇、三六八
- (7) 木材引取税 一〇、四一四
- (8) 地方譲与税 五、二八五
- (9) 自動車取得税交付金 九、五一一
- (10) 地方交付税 二八七、九六一
- (11) 交通安全対策特別交付金
- (12) 分担金及び負担金 八八、二七〇
- (13) 使用料及び手数料で収入額で主なもの次のとおり
- (14) 町営住宅手数料 六、五三三
- (15) 保育料 三、三七二
- (16) 戸籍等手数料 一、四三三
- (17) 徴税等督促料その他 三、八四四
- (18) 国の支出金で収入の主なものは次のとおり
- (19) 町営住宅施設補助金 六、九六五
- (20) 義務教育施設補助金(山田小学校) 二、一〇六五
- (21) (岡垣中学校) 四、七〇九
- (22) 水路改良補助金 六、九七五
- (23) 道路改良補助金 一、五二〇〇
- (24) 義務教育費負担金 一、四二二
- (25) 児童保護費負担金 四、六一八
- (26) 公共土木施設災害復旧補助金
- (27) 老人医療補助金 四、七五二
- (28) 炭坑離職者緊急就労対策事業 一、三六〇一
- (29) 産炭地城開発就労事業補助金 三、二四〇〇
- (30) 年金事務交付金 七、五九九
- (31) 国行供施設等所在市町村助成交付金 一、五〇四五
- (32) 県支出金で収入の主なものは次のとおり
- (33) 農業基盤整備事業補助金 六、九四一
- (34) 飼料基盤整備事業補助金
- (35) 選挙関係費補助金 九、〇一一
- (36) 災害復旧事業補助金
- (37) 農業委員会補助金 八、一九〇
- (38) 国土調査補助金 四、八九〇
- (39) 老人医療補助金 一、五三二
- (40) 厚生福祉施設補助金 一、三三三
- (41) 財産収入
- (42) 土地建物貸付収入 四、四一〇
- (43) 町財政調整積立金預金利息 六、三八一
- (44) 土地建物売払収入 九、三六八
- (45) 繰越金 四、七六八五
- (46) 諸収入 五、〇九三七
- (47) 町債
- (48) 老人館の建設事業債 八、九〇〇
- (49) 災害復旧事業債 三、二〇〇
- (50) 岡垣中学校 舎増築事業債 七、〇〇〇

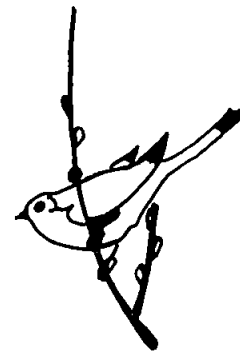
(4) 老人福祉の家建設事業 とあり 三二九八五	(3) 補助交付金 七三三六三 補助金 一六八三〇 その他 一四三七三	(2) 旅用費 七八〇〇 需用費 二六〇七七 役務費 五〇九四 備品購入費 一三六一九 その他 一一一四〇	(1) 人件費 議員、各補委員、町長以下職員の報酬・給料を含む 物件費の主なものとは次のとおり	町営住宅建設事業 九五〇〇 基地周辺道路整備事業 四七〇〇 戸切小学校プール建設事業 四八〇〇 緊急就労対策事業 一七〇〇 開発就労事業 六五〇〇 道路改良事業 一〇〇〇 水路改良事業 一四〇〇 消防自動車購入事業 一三〇〇 波津漁港整備事業 一〇〇〇 同和対策事業 九五〇〇
--------------------------------	--	--	---	---

Ⅲ支出の状況

支出の状況は別表(1)の通りでこれも性質別にみて主なものとは次のとおり

災害復旧事業 二八七二六	同和対策事業 一九三三〇
岡垣中学校々舎建設事業 四〇三八三	山田小学校建設事業 五七〇〇〇
町営住宅建設事業 三二五二七	
基地周辺道路整備事業 一三六〇〇	
戸切小学校プール建設事業 一〇四〇九	
緊急就労対策事業 二一六〇六	
開発就労対策事業 三七一七二	
道路改良事業 一三六一四	
水路改良事業 一七六三	
魚港整備事業 四五六八	

昭和四七年度一般会計
収入支出状況表



別表(1) (歳入) (単位:千円)

区分	収入額	構成比(%)
1. 地方税	179,341	19.5
2. 地方譲与税	5,185	0.6
3. 自動車取得税交付税	9,511	1.0
4. 地方交付税	287,991	31.3
5. 交通安全対策特別交付金	1,457	0.2
6. 分担金及び負担金	8,827	1.0
7. 使用料	9,933	1.1
8. 手数料	1,679	0.2
9. 国庫支出金	117,728	12.8
10. 国庫提供施設等助成交付金	15,045	1.6
11. 県支出金	64,588	7.0
12. 財産収入	13,778	1.5
13. 寄附入金	1,920	0.2
14. 繰入金	34,300	3.7
15. 繰越入金	47,885	5.2
16. 諸収入	50,927	5.5
17. 地方債	70,400	7.6
合計	920,495	100

目的別歳出内訳 (単位:千円)

区分	支出額	構成費(%)	一般財源当額
1. 議会費	22,927	2.7	22,927
2. 総務費	159,547	18.6	14,166.8
3. 民生費	102,934	12.0	60,852
4. 衛生費	51,833	6.0	47,097
5. 労働費	63,085	7.3	20,884
6. 農林水産業費	79,296	9.2	36,337
7. 商工費	4,273	0.5	4,153
8. 土木費	125,043	14.6	53,578
9. 消防費	37,884	4.4	35,874
10. 教育費	147,228	17.3	103,591
11. 災害復旧費	28,726	3.3	4,541
12. 公債費	35,060	4.0	31,143
13. 諸支出金	575	0.1	575
合計	858,411	100.0	563,220

(歳出) 性質別歳出内訳 (単位:千円)

区分	支出額	構成費(%)	一般財源当額
1. 人件費	191,402	22.3	176,414
2. 物件費	63,920	7.4	52,060
3. 維持補修費	22,624	2.6	20,431
4. 扶養費	34,664	4.0	16,468
5. 補助費	103,776	12.1	96,410
6. 公債費	35,060	4.1	31,143
7. 積立金	35,819	4.2	31,999
8. 投資及び出資金・貸付金	9,366	1.1	9,366
9. 繰出金	3,500	0.5	3,500
10. 建設事業費	358,290	41.7	125,429
合計	858,411	100.0	563,220

昭和48年度一般会計補正予算

別表(2)

(歳入)

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
1. 町 税	199,180	13,486	212,666
2. 地 方 譲 与 税	5,185		5,185
3. 自動車取得税交付金	6,600		6,600
4. 国庫交付金	15,045		15,045
5. 交通安全対策特別交付金	250,000		250,000
6. 分担金及び負担金	1,200	635	1,835
7. 使用料及び手数料	3,312		3,312
8. 国庫支出金	8,471		8,471
9. 県 支 出 金	274,410	48,451	322,861
10. 財 産 収 入 金	28,640	4,135	32,775
11. 寄 附 入 金	30,130	5,000	35,130
12. 繰 入 金	1,922	2,500	4,422
13. 繰 越 金	79,386	12,858	92,244
14. 諸 収 入	11,351	34,141	45,492
15. 諸 収 入	22,905		22,905
16. 町 債	168,300	12,400	180,700
合 計	1,106,037	133,606	1,239,643

(歳出)

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費	25,625	1,220	26,845
2. 議 務 費	148,839	10,402	159,241
3. 民 生 費	114,211	13,785	127,996
4. 衛 生 費	78,927	21,410	100,337
5. 労 働 費	64,822	1,037	65,859
6. 農 林 水 産 業 費	32,563	3,356	35,919
7. 商 工 費	1,949	400	2,349
8. 土 木 費	219,118	69,336	288,454
9. 消 防 費	37,333	150	37,483
10. 教 育 費	318,076	7,331	325,407
11. 災 害 復 旧 費	13,792	180	13,972
12. 公 債 費	40,781	0	40,781
13. 諸 支 出 金	1	4,999	5,000
14. 予 備 費	10,000	0	10,000
合 計	1,106,037	133,606	1,239,643

土地の先買制度

昭和四十八年八月、土地の先買制度などを内容とする「公有地の拡大の推進に関する改正法」ができました。この法律により、昭和四十八年十二月一日から、都市計画区域内における土地の取引が制限されることになりました。みなさんに、この制度のしくみについて十分御理解いただいで、みんなで住みよい街をつくりあげるためご協力をお願いします。

一、土地の先買制度ができた目的

わたくしたちが住み、さまざまな活動をいとなんでいる都市。このような都市を住みよく、働きやすくするためには、道路・公園・下水道・学校などの施設を計画的に整備する必要があります。しかし、わたくしたちのまわりを見まわしてみると、まだまだ施設の整備が十分とはいえません。しかも、地価の上昇などがわざわいして、施設の整備をすすめるための土地の取得が思うようにすすまない傾向にあります。そこで、都道府県や市町村などが、道路・公園などの公共的な目的のために必要な土地を計画的にしかも先行的に取得することができる制度、すなわち土地の先買制度をあらたにつくり、

これによって住みよい街づくりをすすめるようとして「公有地の拡大の推進に関する法律」ができたわけです。

二、土地の先買制度の内容

土地の先買制度とは、都道府県や市町村などが公共の目的のために必要な土地を取得するための制度です。この制度を一般的に説明すると、みなさんが土地の売買などを行なおうとするときに、その事を特定の公的な機関(都道府県知事など)に届け出て、公的な機関がその土地を優先的に譲り受けることができる制度といえます。この制度は、西ドイツやフランスで活用されており、わが国でもすでに文化財保護法や都市計画法の例があります。しかし、土地の先買制度のしくみは、それぞれに違ってきます。「公有地の拡大の推進に関する法律」による土地の先買制度は、土地の譲渡の届出、土地の買取りのための協議などを内容としたものです。とくにこの土地の先買制度は、都市計画法により定められている都市計画区域にしか適用されないことにご注意ください。

三、土地の譲渡についてどういう場合に届出が必要か。

都市計画区域内の次のような土地を有償で譲渡しようとするとき(土地の売買や交換など)は、契約を結ぶ前にそのことを都道府県知事に届け出る必要があります。届出の受付は、市町村役場で行ないます。

(一)都市計画で定められた道路・公園・学校施設などの予定区域内の土地であるとき。

(二)道路・河川・飛行場・新幹線などの予定区域としてそれぞれの法律の手續により定められた区域内の土地であるとき、または史跡・名勝・天然記念物の区域内の土地で都道府県知事が指定し、公報で公告したものであるとき。

(三)新たな市街地の造成を目的とした都道府県知事が指定し、公報で公告した土地区画整理事業の施行区域または新都市基盤整備事業の施行区域内の土地であるとき。

(四)面積が五〇〇〇平方メートル以上の土地であるとき。(ただし市街化区域内にあるときは面積が二〇〇〇平方メートル以上の土地であるとき)しかし、(一)から(四)までの土地の譲渡であつても次のような場合は届出の必要がありません。

イ、(一)、(二)の場合でも、三〇〇

平方メートル未満の土地を譲渡するとき。

ロ、(一)の場合でも、(三)の都道府県知事が指定した土地区画整理事業以外の土地区画整理事業の施行区域内の土地を譲渡するとき。

ハ、国・地方公共団体・土地開発公社・日本住宅公団などの一定の公共的な法人に土地を譲渡するとき。

ニ、都市計画事業などの公共的な事業のために土地を譲渡するとき
ホ、都市計画法による開発許可を受けた区域内の土地を譲渡するとき。

ヘ、過去一年の間に届出または申出をして地方公共団体等が買取らなかつた土地をその届出や申出をした人が譲渡するとき。

ト、農地を農地として譲渡するとき
チ、農地を農地として譲渡するとき
テ、農地を農地として譲渡するとき
ト、農地を農地として譲渡するとき
チ、農地を農地として譲渡するとき
テ、農地を農地として譲渡するとき

必要となる面積の計算については必ずばうとする。一件の契約について、一まとめの土地が(二筆以上であつても)どれだけあるかによってきまります。また、土地の面積は実測面積を基準にして考えますが、実測面積がわからないときは、公簿面積によつてもきまつかえありません。

四、都道府県などに自分から土地を買つてほしいと申出をすることができるか。

あなたが都市計画区域内の三〇〇平方メートル以上の土地を、都道府県や市町村などの公的機関に買い取つてほしいと思えば、都道府県知事にその旨を申し出ることができま。あなたから申出があつた土地を都道府県などが公共的な事業やそのための代替地として利用できると思われれば、都道府県などがあなたと協議して、その土地を買い取ることにあります。

なお、申出の受付は市町村役場で行ないます。

五、届出や申出をしたあとはどうなりますか。

あなたが届出や申出をした土地を、市町村・都道府県・土地開発公社などが道路・公園・学校・住宅用地などの公共的な目的のために必要だと考えれば、都道府県知事はだれが何のためにその土地を買い取りたいかをあなたに通知して、あなたとの間で土地の買取りの協議をさせていただくこととなります。しかし、あなたが届出や申出をした土地を市町村などが必要としない場合は、都道府県知事がそのことをあなたに通知します。

この通知があるとき、あなたは自由に土地を売つてもかまいません。このいづれかの通知は市町村役場に届出や申出をした日から三週間以内にとどくことになっていきます。土地の買取りは強制的なものではありませんが、届出や申出を

をした土地について買取りの協議をさせていただくことは、正当な理由がなければごぼんではいけないことになっていきます。土地の買取りにあつては、もちろん正當な補償を支払うことになるのはいうまでもありません。またこのようにして土地を売買した場合は民間の人との間で土地を売買する場合とくらべて、譲渡所得税などの軽減措置がはかられています。ただし、現在のところ申出をした土地については、一定の場合を除きこのような軽減措置はありません。

そして、あなたと市町村などの間で話し合いが進み、あなたの土地を売つていただく事になると、あなたの土地は将来公共的な目的に利用され、あなたの街の発展に役立つことになるわけです。

六、届出や申出の手続はどうすればよいか。
届出または申出の手続は、都道府県知事あての土地有償譲渡届出書または、土地買取希望申出書をその土地が所在している市町村役場の担当部局に提出して行ないます。届出書または、申出書の様式はこの法律で定められており、これに必要な事項を記載して正副二部提出します。また、届出書または申出書にはあなたが届出や申出を行なう土地の位置や形がはっきり示された図面二部を添付する必要があるとあります。なお届出について

は、届出が必要な場合に届出をしなかつたり、偽りの届出をすれば十方円以下の過料に処せられることがありますのでご注意ください。

七、届出や申出をするとき一定期間土地の譲渡が制限されるか
届出や申出をすれば、一定の期間内は、あなたはその土地を譲渡することができません。土地の譲渡が制限される期間は、あなたが市町村役場に届出や申出をした日から、最大限六週間ですが、いろいろな場合によつて次のようになります。

(一)都道府県知事から土地の買取りの協議を行なうという通知(三週間以内)にすることになってい(またはその期間内に買取りの協議が成立しないことが明らかになったときは、その時)まで。

(二)都道府県知事から買取らないという通知(三週間以内)にすることになってい(またはその期間内に買取りの協議が成立しないことが明らかになったときは、その時)まで。

(三)都道府県知事から三週間以内(三週間以内)にすることになってい(またはその期間内に買取りの協議が成立しないことが明らかになったときは、その時)まで。

(四)都道府県知事から三週間以内(三週間以内)にすることになってい(またはその期間内に買取りの協議が成立しないことが明らかになったときは、その時)まで。

(五)都道府県知事から三週間以内(三週間以内)にすることになってい(またはその期間内に買取りの協議が成立しないことが明らかになったときは、その時)まで。

(六)都道府県知事から三週間以内(三週間以内)にすることになってい(またはその期間内に買取りの協議が成立しないことが明らかになったときは、その時)まで。

合は、その通知があつた時まで、(三)都道府県知事から三週間以内になにも通知がなかつたときは、届出や申出をした日から三週間以内になにも通知がなかつたときは、届出や申出をした日から三週間を経過した日まで。

八、住みよい街づくりのために土地の先買い制度は、いままでの説明でもおわかりのように、土地所有者のみなさんに土地の譲渡の届出などの手続をまもつていただいて、積極的に協力していただかなければ効果がありません。現代は都市の時代といわれ、ますます人口や産業が都市に集まってきましたが、これに伴つて市民のために必要な公共施設などの整備のために土地が必要で、住みよい街づくりを行なうために、みなさんのご協力をお願いします。

尚土地の先買い制度の内容、届出が必要な土地の範囲などわからないことがあれば役場企画課に問合せ下さい。

尚土地の先買い制度の内容、届出が必要な土地の範囲などわからないことがあれば役場企画課に問合せ下さい。

尚土地の先買い制度の内容、届出が必要な土地の範囲などわからないことがあれば役場企画課に問合せ下さい。

尚土地の先買い制度の内容、届出が必要な土地の範囲などわからないことがあれば役場企画課に問合せ下さい。

尚土地の先買い制度の内容、届出が必要な土地の範囲などわからないことがあれば役場企画課に問合せ下さい。

尚土地の先買い制度の内容、届出が必要な土地の範囲などわからないことがあれば役場企画課に問合せ下さい。

税だより

年末調整について
サラリーマンの所得税は、給与の支払者が給与を支払う際に、その給与に応じた所得税を差し引いて納める源泉徴収制度によつてい

ます。そしてこの一二月には、これまで一年間に源泉徴収された所得税を精算するための年末調整が行なわれます。

年末調整は、毎月の給料やボー

スから源泉徴収された所得税の年間合計額と、一年間の給与総額に對する正しい税額（「年税額」といいます）との差額を精算する手続です。

この年末調整の事務は

① 年末調整の準備
社員から申告された扶養親族の数や保険料の金額が正しいかどうかを確認します。これが正しく申告されていないと年末調整が正しく行なわれないことになり、余分な税金を納めることにもなりかねませんし、又給与担当者によけいな手間をかけることにもなります。

○ サラリーマンに注意してもらいたい点
「ことし中に扶養親族や配偶者控除が受けられる配偶者などに異動があったときには、そのつど「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」によって、給与の支払者に申告することになって

いますが、この異動の申告をしていない人は、ことしの年末調整に間に合うようできるだけ早く提出して下さい。この申告が確定に行なわれないと、子供が生まれたことによつて扶養親族がふえている場合にも、余分な税金を納めることになり、逆に、扶養親族が減っている場合には、あとで税金を追徴されることとなります。

二、社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、損害保険料

の控除は、年末調整のときに給与から差引いて年税額を計算することになっていきます。そこでこれらの控除を受けようとする人は、年末調整を行なうときまでに「給与所得者の保険料控除申告書」を給与支払者に提出して下さい。

(一) 社会保険料控除額……給与から差し引かれた健康保険、厚生年金保険などの保険料や共済掛金は、毎月の差引き額の合計がそのまま年末調整のときに控除

されますのであらためて申告する必要はありません。しかし国民健康保険や国民年金のように本人が直接町に支払った保険料（税）は保険料控除申告書によつて申告されたものだけが控除されますから、忘れずに申告してください。

(二) 小規模企業共済等掛金控除額……小規模企業共済事業団と契約した第一種共済契約の掛金および地方公共団体と契約したいわゆる心身障害者扶養共済契約の掛金は、年末調整のときにその金額が控除されます。支払証明書が必要

です。
(三) 生命保険料控除額……支払った保険料
・二五〇〇円までは全額
・二五〇〇円から五〇〇〇円までは半額に一二五〇〇円を加えた額
・五〇〇〇円を超えたときは

三七五〇〇円
・九〇〇〇円以上の保険料を支払った場合は証明書が必要

です。
(四) 損害保険料控除額……
・一〇年以上の長期契約分
・一〇〇〇円まで
・一〇年未満の短期契約分
・二〇〇〇円まで

・長期契約と短期契約の両方があるときには、合計で一〇〇〇〇円までが控除されます。農協の火災共済、家財にかけている保険が該当します。

三、住宅や宅地をかうために、一定の要件を備えた住宅貯蓄契約によつて地方住宅供給公社に預金をしたり、日本住宅公団の宅地債券を購入したり、銀行などへ預金している場合には、ことし中の積立額の四割相当額（最高限度二〇〇〇〇円）が住宅貯蓄控除として税額から差引かれます。

貯蓄先から住宅貯蓄証明書をもらつて提出して下さい。
四、年末調整の結果納め過ぎていた分は還付不足分はことし最後の給与や賞与から源泉徴収されることとなります。

五、ほとんどのサラリーマンは年末調整が行なわれますと、それで所得税の精算は終わり、確定申告をする必要はありません。しかし災害や盗難にあつて雑損控除が受けられる人や、多額の医療費の支払をしているために医療費控除が受けられる人および住宅取得控除が受けられる人などは、確定申告をしてこれらの控除を受け、納め過ぎた税金の還付をしてもらうことができます。なお、一か所からもう給与の収入金額が五〇〇万円を超える人や、災害を受けたため源泉所得税の徴収猶予や還付を受けた人、年の途中で退職し再就職していない人などは、年末調整が行なわれませんので、これらの人は確定申告をして税金の

精算をしてもらうことになり

確定申告の期間

自昭和四十九年二月一六日
至昭和四十九年三月一五日



国民年金額引上げ

国民年金の給付の改善によつて保険料が昭和四十九年一月分から次のように改定されます。

定額保険料

月額九〇〇円に
(昭和48年12月分までは五五〇円)

附加保険料

……(所得比例保険料)
月額四〇〇円に
(昭和48年12月分までは三五〇円)

五年年金

月額九〇〇円に
(昭和48年12月分までは七五〇円)

新たに老齢特別給付金

国民年金の拠出制老齢年金が受けられないで、しかも満七十歳(障害者は六十五歳)になるまで老齢福祉年金の恩恵も受けることのできない、いわゆる国民年金の谷間人口にあるご老人たちに今年度の改正で「老齢特別給付金」が支給されることになりました。

これは明治三十九年四月一日以前に生まれた人で国民年金の拠出(保険料納付)が開始された昭和三十六年四月一日に、五十五歳をこえ、現在、六十七・八・九歳台のご老人にも、年金を支給しようというもので、昭和四十九年一月から月に四千円の老齢特別給付金が支払われることになりました。受給資格のある方は、岡垣町役場住民課にお問合わせのうえ、給付金の請求手続をなさして下さい。

住民課

社会福祉協議会へ 香典返しとして寄付

- 一、吉木区故門司卯太郎殿 82才
昭和48年10月21日死亡
門司岩門殿より
- 一、上高倉区故吉田久丸殿 65才
昭和48年11月3日死亡
吉田一子殿より
- 一、海老津区故中野千恵子殿 25才
昭和48年10月20日死亡
中野勝殿より
- 一、糖塚区故松井サノ殿 85才
昭和48年10月31日死亡
松井義之殿より
- 一、波津区故佐々木ハルノ殿 72才
昭和48年11月11日死亡
宮本稔殿より
- 一、内浦区故占部熊雄殿 79才
- 一、吉木区故門司卯太郎殿 82才
昭和48年10月21日死亡
門司岩門殿より
- 一、上高倉区故吉田久丸殿 65才
昭和48年11月3日死亡
吉田一子殿より
- 一、海老津区故永岡フサ子殿 50才
昭和48年11月3日死亡
永岡夏喜殿より
- 一、波津区故石田国雄殿 69才
昭和48年11月20日死亡
石田重治殿より
- 一、糖塚区故二村静江殿 80才
昭和48年11月18日死亡
二村貞殿より
- 一、三吉区故藤岡晋殿 82才
昭和48年11月30日死亡
藤岡常雄殿より

老人クラブへ 香典返しとして寄附

- 一、糖塚区故松井サノ殿 85才
昭和48年10月31日死亡
松井義之殿より
- 一、波津区故佐々木ハルノ殿 72才
昭和48年11月11日死亡
宮本稔殿より
- 一、波津区故田中トミ殿 90才
昭和48年9月27日死亡
田中喜人殿より
- 一、内浦区故占部熊雄殿 79才
昭和48年11月16日死亡
占部種一殿より
- 一、海老津区故永岡フサ子殿 50才
昭和48年11月3日死亡
永岡夏喜殿より
- 一、波津区故石田国雄殿 69才
昭和48年11月20日死亡
石田重治殿より
- 一、糖塚区故二村静江殿 80才
昭和48年11月18日死亡
二村貞殿より
- 一、三吉区故藤岡晋殿 82才
昭和48年11月30日死亡
藤岡常雄殿より
- 一、吉木区原金久殿より

危ない油の買いだめ!!

最近、油の不足から買いだめされている家庭または事業所などがあるように聞いています。消防法および火災予防条例で定められている数量以上の油の貯蔵は、取り扱いに火事を起こす危険性があるばかりでなく罰せられます。

なお都内一円立入検査をしますので、ご協力下さい。

※次の事は必ず実行しましょう。

- 1 油置場付近や、取扱うときは、火気の使用厳禁
- 2 油置場周辺の整理整頓
- 3 漏れたり、あふれたりしないようにする。
- 4 容器を倒したり、溶かしたりしないこと。

●家庭に置いてよい数量

- ・ガソリン：普通20リットル未満
- ・灯油：一〇〇リットル未満まで
- ・重油：四〇〇リットル未満まで

(ドラム缶2本)

これ以上の数量を貯蔵したり、取扱うと罰せられることがあります。(遠賀郡火災予防条例四九条)罰12万円以上の罰金がかせられます。

なお、くわしいことは消防署に問い合わせてください。

節電について のお願い

すでに承知のとおり、中東戦争に起因する産油国の原油供給の削減は予想以上に大巾となり、かつ長期化する様相にあり、わが国社会経済全体に重大な影響を与えています。とくにわたしたちが毎日使っている電気も約八〇％は火力発電所で作られ、その燃料の九〇％が外国からの輸入にたよっておりますので、今後電力不足の将来が予測されます。このような事情から電力会社では、電灯、電力の使用について、一〇％節電運動を展開し、消費電力の節約を要請しております。

私たちは電気に限らずすべての資源は大切に有効に使わねばなりません。当面電気使用については、節電に心掛け、限りある資源を有効に使いましう。

九州電力株式会社
福岡支店 福岡営業所



電話 09329 3・1231

交通警報

(踏切事故防止)

さる十月十日午前十一時三十分頃北九州市八幡区大字本城国鉄筑豊本線折尾二島間の土井添踏切において、母子がはねられ死亡するという重大事故が発生しました。この事故は、

※汽車が来ているのに、まだ渡れるという安易な気持ちで渡りはじめたこと。

※乳母車の車輪が、わずかに五輪のまくら木と通路の落差で押すだけでは動けなくなったこと。

※列車にはねられると二人に一人は死亡するといわれます。

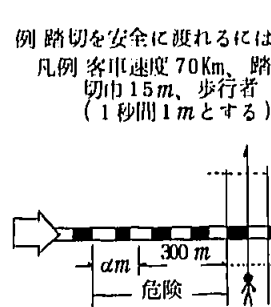
このような事故が再び起ることはないよう歩行者、運転車のみならず、次の事を知っておくことが大切です。

一、汽車はすぐに止まれない。

距離	速度
80m	40Km
125	50
180	60
245	70
320	80
405	90
500	100

二、速くに汽車が見えていても危険である。

1秒間の距離	速度
11m	40Km
14	50
17	60
20	70
23	80
26	90
29	100



三、当署管内を通行する列車の主な速度

踏切巾	鹿児島本線	筑豊本線
9~39m	9~39m	9~40m

四、当署管内の踏切巾		
特急列車	旅客列車	貨物列車
鹿児島本線 110 Km	80~90	50~60
筑豊本線	70~80	40~50

遠賀郡農業祭 農畜産物共進会

11月23日、県立遠賀農芸高校で開催された標記の件については、沢山の出品誠に有難うございました。

この農畜産物共進会は、郡内の農畜産物の生産を集团的に拡大し、農家の相互連携と計画的生産及び共同販売による品質の向上を目的として行なわれました。野菜特に白菜については、本年より青果物価格安定事業を行ない、品質もかなり優秀なものであり、又果樹(早生温州)については、樹勢が安定して来たことと、天候に恵まれたことから糖度も高く、品質も揃い、甲乙つけがたく審査員も頭をいためているようです。

- 尚各賞入賞者は左記のとおりです。
- 野菜の部
- 特等 (県知事賞) 旗生雪義 (糖塚)
 - 一等 (県中央会長賞) 旗生雪義 (糖塚)
 - 二等 (北九州青果) 野田健治 (糖塚)
 - 三等 野田健治 (糖塚)
- 果樹の部
- 特等 (県知事賞) 石田更祐 (戸切)
 - 一等 (北九州青果) 本原 薫 (海老津)
 - 二等 (園芸連会長賞) 早崎みかん共同組合
 - 三等 石松種実 (糖塚)
- 折尾警察署
- 石田次雄 (山田)
 - 山下八郎 (緑ヶ丘)

一坪園芸

一昨年からは毎週日曜日、朝博多から三吉へ、2・3時間七に親しみ、月曜日午前中に帰博していま。今年四月十六日に茄子苗十本、胡瓜苗五本、トマト苗十本購入、休耕田の一部を耕して植付けました。配合飼料一俵(10kg)を基肥と追肥に分けて施しました。草が生えると除草中耕、畦草や道路の草を集めて敷込み、乾燥を防止、雑草の生えるのを押えています。トマトは二本支立て、脇芽を除去支柱に結んで着果五段、一本に七十個位結果しましたが、盆過ぎに枯死しました。胡瓜は六月十一日に二本初収穫、一週間毎に五本から十本、七月にはいると3・4日毎に十本以上の収穫でしたが盆前に枯死しました。盆用に六月

石田伸 (戸切) 三等

早崎みかん組合 梅野 実 (東黒山) 三等

早崎みかん組合 安部正明 (戸切) 一等

吉田健蔵 (西黒山) 二等

戸切みかん組合 (戸切) 三等

村田松登 (陽川) 三等

花田 通 (原) 二等

吉田晴美 (陽川) 二等

岡垣中央養鶏手野 (陽川) 二等

門司政信 (吉木) 三等

樋口清 (吉木) 三等

加藤兵 (三吉) 三等

花井 竹井正孝 (手野) 一等

花田初音 (手野) 二等

依口ミキ子 (手野) 三等

吉田キミ子 (手野) 三等

その他 (しいたけ) 安部俊広 (上高倉) 二等

十四日直播種、七月初には蔓が伸び、盆には大収穫できました。茄子は十月初まで良好の実を沢山収穫、十一月現在も小さな実になりましたが、少量宛収穫しています。最盛期は他家にも届けました。又、西瓜、胡瓜、豆類も大収穫し、梅、いちじくも色々利用しています。

毎年簡単な日記を書いていますが、種子を蒔いて生長し、収穫するまでを、ポイントと感想を記入しておいて、翌年の参考にしたり時おり読んで見ると、大変面白く自然の恵を味う事ができますね。例えば、トマトは一本だけの時は二節毎に、二本だけの時は四節毎に結実し、胡瓜の係は二節に実花が付いていて、西瓜は発芽

して養が伸びると十四節目に一番目、四節目に二番目の実花を見るのが普通で、天候と施肥、品種等に変化も有るが、毎年観察していると大体それぞれの習性有るようです。

坪圃芸も、親子で手入れし、学生に日記を書かせ、時々父母が補足して置き、後日開いてみると非常に参考になる事が多いと思えます。犬猫を飼つても同じで、良く注意しているとそれぞれの習性

が有り自然の状態がよく分り、判断力が出来、愛情が芽生え、健全な性格が有つのではないでしょう。トマトや、茄子、胡瓜をまばらに植えて、間に春菊、ホーレン草を間作すると前者の実のりが良く、後者も味噌汁の実等に便利で、参考になれば幸いです。

三吉 藤村 実
電話②一八三三三

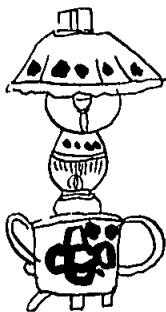
養成職業訓練生募集

- (1) 訓練職種
 - 自動車整備科 20名
 - 電気工事科 20名
- (2) 訓練期間
 - S 49.4月～S 50.3月 一ヶ年間
- (3) 募集期間
 - S 48.11.1～S 49.2.9
- (4) 選考期間
 - S 49.2.15
- (5) 合格発表
 - S 49.2.22
- (6) 入校期日
 - S 49.4月上旬

- 訓練校に提出
 - (イ) S 49.3月学校卒業予定の人：職業相談票
 - (ロ) その他の人：最終学校成績証明書・健康診断書(保健所で受診)
 - 写真3枚(入校願の提出前6ヶ月以内に写した上半身、脱帽、正面向き縦3.5cm、横2.5cm)
- 福岡県立飯塚専修職業訓練校

訓練生募集

- ※応募資格
 - (1) 学歴 義務教育修了程度以上。
 - 但し機械設計製図科は高卒以上。
- (2) 身体 心身共に健全なる者。
- ※訓練科 定員各料三〇名
 - 第1機械科 男女 一カ年
 - 第2機械科 男女 一カ年
 - 製かん溶接科 男 一カ年
 - 機械設計製図科 男女 一カ年
 - 定時制機械科 男 夜間六カ月
 - ※入校手続
- (1) 応募書類
 - イ 入校願(所定のもの)
 - ロ 成績証明書(最終学校)
 - ハ 健康診断書
 - ニ 写真(正面上半身、脱帽、ライカ版)



- ◆ 新規学卒者は入校願と職業相談票のみでロハニは不要。
- ◆ 上記書類に返信用はがきを添えて提出。
- ◆ 出身学校長の推薦者は優先考慮
- ◆ 募集期間
 - 一次 S 48.10.20～S 49.2.12
 - 二次 S 49.3.1～S 49.3.20
- ◆ 選考日時
 - 一次 S 49.2.20(水) 午前10時～
 - 二次 S 49.3.26(水) 午前10時～
- ◆ 選考場所 当訓練校
- ◆ 合格発表
 - 一次 S 49.2.26
 - 二次 S 49.3.28

遠賀郡消防職員募集

- ◆ 入校予定日 S 49.4.5(金)
 - ◆ 二次募集は募集定員不足の場合のみ行なう。
 - ◆ 選考日には受験票、筆記用具及び昼食持参
 - ◆ 選考内容は面接を行なう。
 - ◆ 可否は、最寄の職業安定所、出身学校及び本人に通知。
- 福岡県立戸畑高等職業訓練校

岡垣町立

保育所入所受付

- 昭和四十九年度保育所の入所受付を左記要領で行ないます。
- 一、入所申込先 役場民生課
- 二、入所人員 一〇〇名

三、提出書類 ①保育所入所申請書、②源泉徴収票 ③勤務証明又は内職証明(内職輪施先から) 輪施先のない場合、民生委員の証明

四、受付、一月五日(二月十日まで、ただし、四月一日より入所希望の児童だけで、その後の入所については年中受付はしていません。

五、児童の年齢 一年三ヶ月以上

六、家庭調査、身体検査の上、入所決定を行いません。

保育所に入所できる児童は国の措置基準によって定められていますので主旨を充分御理解の上、申請書の提出をお願いします。なお申請書の提出は必ず保護者が持参して下さい。

(措置基準)

一、居宅外労働 児童の母親が日中居宅外で労働することを常態としているため、その児童の保育ができません、かつ、同居の親族その他の者が、その児童の保育に当ることができないと認められる場合。

二、居宅内労働 児童の母親が日中居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としているため、その児童の保育ができません、かつ同居の親族その他の者が、その児童の保育に当ることができないと認められる場合、ただし、父親がその業に従事しており、かつ、その

ための使用人がいる家庭を除く。

三、母親のいない家庭、母親の死亡、行方不明、拘禁等の理由により母親がいない家庭であつてかつ同居の親族、その他の者がその児童の保育に当ることができないと認められる場合。

四、母親の出産等、母親の出産の前後であり、又は疾病の状態にあり、若しくは心身に障害があるため、その児童の保育ができず、かつ同居の親族、その他の者がその児童の保育に当ることができないと認められる場合。

五、疾病の看護等、その児童の家庭に長期にわたる疾病、又は心身に障害のある者があり、母親が居宅内又は、居宅外で常時、その看護に従事しているため、その児童の保育ができません、かつ同居の親族、その他の者が、その児童の保育に当ることができないと認められる場合。

六、家庭の災害等、火災、風水害において居宅を破損した場合。 ※保育所に入所できる児童は以上のいずれかの事情にある家庭に限られます。



国立門司海員学校 生徒募集

囲碁大会 (予告)

一月二〇日(日曜)午前九時から、中央公民館で、囲碁大会を行います。会費三〇〇円。初心者も多く参加下さい。

公民館

午前八時三十分から

- ・試験地 門司区白野江町本校
- ・筆記試験 中卒程度の国語、数学、英語(各科目五十分)
- ※筆記試験合格発表 S.49.3.5(問い合わせは、岡垣町中央公民館に連絡ください。210162)

・期日 S.49.2.24(日)

寒稽古のお知らせ

岡垣剣道教室では例年の如く、十二月二十五日(火)から、十二月三十日まで、午前七時より八時まで岡垣中学校体育館で、寒稽古を実施しますが、寒稽古の目的、或いは成果について記します。

寒稽古は各種武道においては古くから武技の向上と、精神の修養の道として盛んに行なわれていたものです。

一年中最も寒い時期を選んで一定の期間を決めて、剣道の激しい練習を最も温度の低い早朝を期して、継続して行なうものでありまして、現在でも芸道においてもその道と精神を練るために行なわれて

少年を健全に育てよう

去る十月二十七日(土)女学生が痴漢に襲われ障害を受けるといふ事件が起きた。まさしくも白昼の出来事である。時間は午後四時二十分頃で、場所は戸切白谷から戸切百合野に抜ける町道。

昔は海老津炭坑の送炭路(エントレス)であったが、今は町道として整備されたところで、県道、戸切(吉留線(宗像に至る))と合流する。〇〇の手前はカーブで見通しがきかず、堀割の両側の樹木

稽古をすることによって、勇気・忍耐といかなる誘惑にも困苦にも打ち克つ強い意志などの精神面と肉体を鍛磨し、技術の向上をはかるのが寒稽古の目的でしょう。

期間中は一般に解放を致しませんので、町民の方の参加・見学等、来場されますようお願いいたします。

岡垣剣道教室 事務局 森 貞信

の繁茂と堆の古木と観音堂をさまえる樹木等、昼間でも薄気味悪い処と評され、前過去とも数回となく痴漢、強漢に襲われるという事件が起きたところである。

今度の事件は折高三年の女子学生が帰宅中、其の日は雨で傘をさしていたと言う事だが丁度カーブにさしかかり堆の古木の処に来た時、堆の木の陰から若い男が飛出し、「おい姉ちゃん俺も傘に入れくれ」と言つて傘にはいり腕を掴んで河を出すと云つたそうだが、反射的に大声を出したところが、鋭い刃物で腹部を突刺して、海老津方向に逃走したと言う事だ。被害者は目下入院加療中だが思ったより傷は軽い模様である。

地元、百合野の人は事件を重く見て何とか対策をと関係者が翌朝(十月二十八日)犯行現場に集り協議の結果、当面の対策として見通しを良くし明さを取戻すために道路の両側の樹木の伐採をしたらと言う事で地主の御理解を得て区長さんの呼びかけで、地城の皆さんにその日の午後、六十人の人手とトラック三台を提供して頂き、お陰で二十台からの伐採運搬作業が進められ感謝いたしている。しかし、それだけで問題解決はできないので十一月一日夜、組長と関係者による合同会議を開催し今後備えての対策が協議され、次のような内容が出された。

- (2) 周辺に有刺鉄線を張り、飛び出し、引込みの防柵柵を作る
- (3) マイクロバスの導入へ
- (4) 道路の整備、舗装工事を急ぎ通行量を頻繁にする
- (5) 一回一回警察官のパトロール
- (6) 防犯燈の整備増
- (7) 一人歩きは夜は勿論、昼間と言えども用心するよう小、中学校及

成人祭に参加しよう

来年一月十五日、九時三十分受付開始、ちようど十時から岡垣町中央公民館で成人祭を行います。対象者は昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までに生まれた人です。

成人式は一時間ぐらいですまし、後はフォークダンスなどをします。来年一月十五日、九時三十分受付開始、ちようど十時から岡垣町中央公民館で成人祭を行います。対象者は昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までに生まれた人です。

公民館

老人大学、意義深く終る

遠賀中間地区老人大学(県教委主催)をめたく卒業された岡垣町出身者は(五十音順) 戸切一石田一郎(60)石田保(60)石田義磨(60)豊田善吉(60) 山田一石田サヨ(60)石田久子(60)松丸スエ(60) 上海老津一江原忠作 新海老津一山形鉄郎(78) 波津一河原相蔵(60)木村千代雄(60) 高倉一小早川巖(60)早川亀

吉木一広渡博愛(60)門司隆一(72)元松原一谷口ヒト(68)新松原一広渡清男(70) 内浦一中西テルエ(72)宮内ヌイ(78) 五月廿六日開講十一月十日終講 県教育庁、保健所、大学、裁判所 北九州市、新聞社、農芸高校等関係各講師による一般教養と実習遊興の二つの講習が行なわれ老人に

び各家庭に連絡 以上、このような案が出され、各方面へのお願いをし、対策実践へと努力するよう、皆さんの合意と努力があった。

大野 繁

適した指導と実習があり遠賀郡中岡市から九十五名の入学者の中八十二名の卒業者がありました。本年第一回の開講が好評を受け来年度も引きつづいて開設が期待されております。「七十八才の老婆のこの目この耳、ひたすら先生方の多方面にわたつての講義、園芸、盆栽に生きがい」を感じ、また「初めて老人大学の一期生とし

岡垣風土記

海老津炭礦 (1)

荒牧重蔵

海老津炭礦の初めの歴史を、戸切の石田忠吉氏にさぐ。氏は明治十七年二月生れで九十才。さすが耳は遠くなつておられるがかくしゃくとしておられる。それと福岡県文化会館の中にある図書館で見せていただいた「高野江基太郎著 筑豊炭鉱誌 明治三十一年刊」を参考にして書く。 穂波町忠限の宮崎太郎氏にも資料をいたした。 海老津炭礦とは後に名付けられてはいるが、岡垣町大字戸切の百合野区にある炭礦のことと理解し込んでいた。 戸切の石炭が何時ごろから堀られていたかわからないが、石田忠吉氏が知っておられる範囲内では、荒牧重蔵氏の位置は大きい。又、割合大きな事業として堀つたのはこの人が始めてだろう。坑口は今の海老津炭礦の本坑のところにあけたが、まだたぬき堀りであった。 何人かの坑夫をやとつて石炭を堀り、その石炭を六つのフゴに入れ、馬の背にふりわけてのせ、津屋崎、勝浦、福岡の堀たきに売りに行つた。強い馬は三百二十斤(一九三三メートル三俵)運んだ。(その時持っていたのはかりー二百二十斤程の立派なものを重蔵氏のせり売りの時、石田忠吉氏の父が買ひ、それを公民館に陳列して



いる)
重蔵氏は石炭でもうけた、口切の人が四十八人で参宮、伊勢神宮(参り)をした時、重蔵氏の子供の犬助も参加したが、犬助は「無礼だが、わたしはど金をもった人はおるまい」と口切の人々はいったとか。明治の初め、道具・機械技術もない時、石炭を掘るのは大

変なことだ、たろうし。また、もうけて豪奢な生活をしたことがしのばれる。この石炭の出るところを重蔵山といつた。重蔵氏の墓は、今の本坑の坑口のところにあるが、後邪魔になるので山の上下に移した。

新立炭礦(しんたて)

荒牧重蔵氏のためき堀りの後、新立炭礦が出来た。筑豊炭誌は次のよう誌している。

坑主 村田恒夫

明治三十年九月現在

位置 矢畑村大字戸切

借区坪数 二万六千三十坪

外に二鉱区を合併し合計二十万坪の大借区となすの計画あり。その事業は既に三区にわたりて探掘せり。

沿革 明治二十七年始めて開坑工事を起し、漸次引續きて探掘し著しき變遷を見ず。

坑口及坑内 本坑の位置いわゆる西川筋に接近し、その探掘また同地方と相類し、いわゆるカラシキ堀りなるをもつて、坑口の規模べつに見るべきものなしといえども、その探掘に至りては、おおいに他に勝るの便利あり。坑は三ヶ所に穿たれ、なお他に の新坑を穿たんとし、もつて上中中にあり。

現在の三坑は皆旧坑の跡を修繕せし斜坑にして、その第一坑は延先凡そ、百割に達し、往時断層におおき中止せし工事を継続し、昨今断層を縫い通し、さらに最良好業に堀り当てたり。第二坑は第一坑に連絡するまで探掘し、延長三百間以上あり。第三坑は延長七百間ばかりにしてもつか探炭事業を中止せり。ちなみに記す。本坑内

水準に排水路ありて、その層の方位すなはち上方は従来既に探掘し下層は排水充溢のため、投げだし探掘を止めしも、前記の新坑成功せば、その溜り水を排除して、「深け」の方位に一大切棄を着くることを得べしという。

炭層 ハリカネ筋三尺炭にして実際三尺三寸あり。

機械類 本坑の事業カラシキ堀りなるがため、汽鐘なく、ポンプなく、また捲揚機械なく、排水運炭総べて人力のみによれり。

坑夫 は現在総員一百人あり。概ね夫妻稼ぎにして、男六女四の割合なり。

坑夫の賃金 一日平均五十銭内外にして、一万斤の探炭賃凡そ五円の定めとす。

売場場 は他人の受負事業にして、事務所直轄の營業にあらず。故にその日用品の如きも、おのずから他に比して高価なるの傾きあり。

出炭高 一日凡そ五万斤に出入す。目下上中の新坑落成し、排水工事完全せば更に一倍するに至るべし。

運搬 坑口より九鉄線路字秋藤(速費用駅まで二哩余)まで凡そ一千六百間の木道を敷設し、車力によりて運搬し、これより門司に送ることとせり。その運賃は木道の間一万斤、円六十銭内外にして汽車積送料、円を要し、門司までの汽車賃凡そ三円内外を要すとい

う。
販売 門司新立炭坑出張所(坑主村田恒夫氏代理人松井龜吉氏)にて取り扱う。』と(句読点やむつかしい字はなす。)

この坑主村田恒夫氏は速費用村守の人だが、明治二十七年に開坑したと、坑内から石炭をいらない出すなど、すべて人力だけで探炭していたこと、坑夫の賃金が五十銭内外、戸切本村の前に、車力の轍の所に木を敷いた木道をつくり車力で運びだしたことなど興味が深い。

明治三十年には百人の労務者を使い、一日五万斤(三万斤)の出炭があつていたので、坑口をうちそこね、どうしても炭層に当らず村田氏は没落した。後では石田恵吉氏宅から米十俵を借りたがどうしても払えないようになる。礦区も銀行の担保に入り、長く荒れていた。

そこに八砂の許斐直太郎氏が、明治四十年頃から探炭をはじめ、この記事に誤りがあれば教えてください。尚石炭関係の資料おもちの方も連絡ください。
長畑